昭和61年９月10日（毎月10日発行）　　昭和43年４月11日第３種郵便物認可　定価 100円

宇都宮商工会議所

会議所ニュース

1986-9/10 VOL 276

発行所
宇都宮商工会議所
宇都宮市中央３－１－４
〒320 ☎３７－３１３１
編集兼発行人
橋本邦男
印刷所
ショウワ印刷株式会社

会員購読料は、会費の中に含まれています。

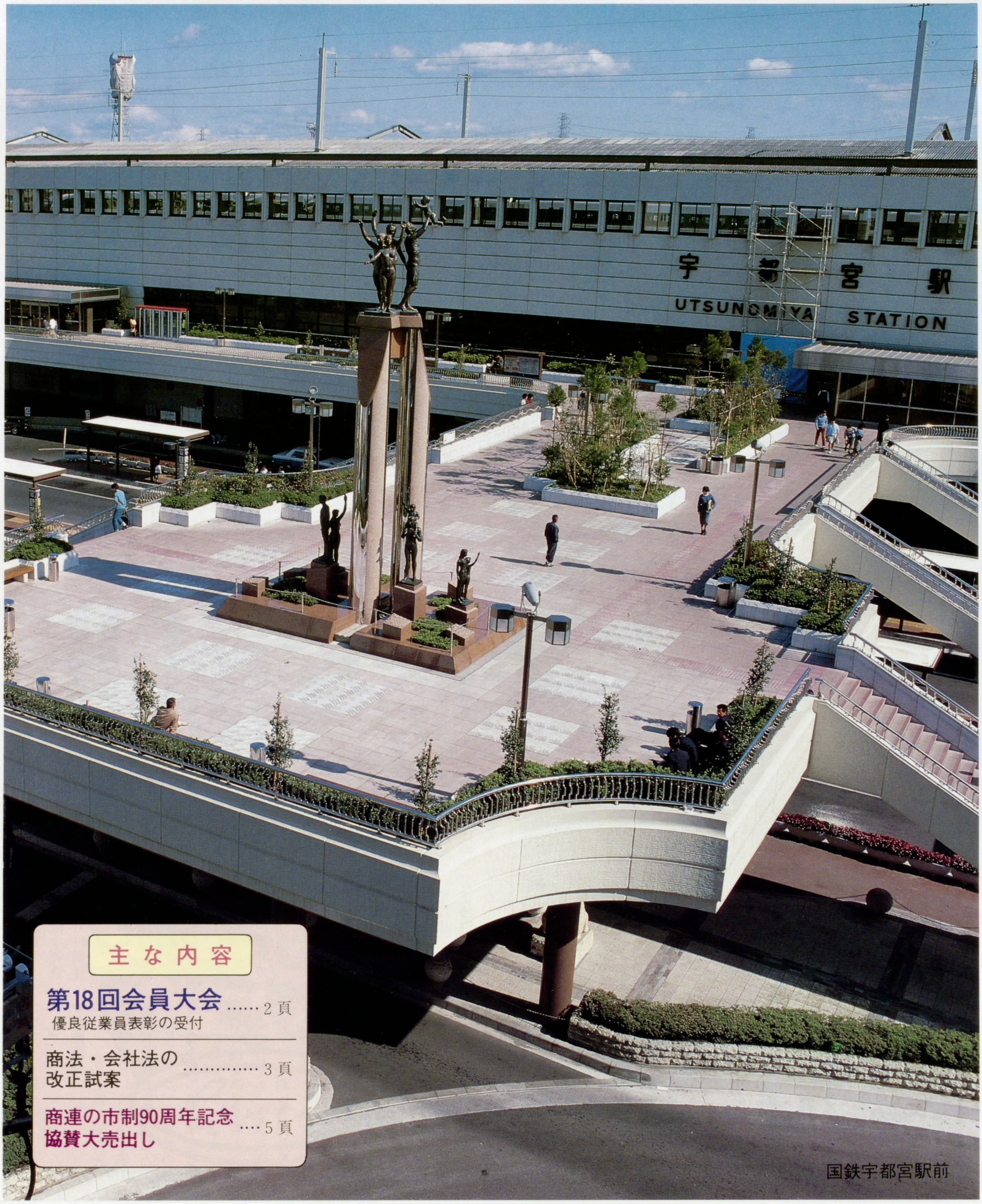

国鉄宇都宮駅前

主な内容

第18回会員大会 …… 2頁
優良従業員表彰の受付

商法・会社法の改正試案 …… 3頁

商連の市制90周年記念協賛大売出し …… 5頁

日曜、11年ぶり33万人台に

オリオン通りが4位まで独占!!

速報 商店街通行量調査

今年も上位独占したオリオン通り

調査地点要図

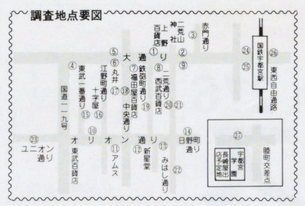

市と当所が実施（7月）した、「商店街通行量実態調査」の結果がまとまった。

この調査は、歩行者・自転車の通行量を調査し、その流動状況を把握するとともに通行量の面から商店街の現状をとらえようとするもので、今回の調査結果によると、梅雨明けが例年になく遅く、日曜・平日とも小雨が降ったり止んだりする中での調査であったが、市内27個所の通行量は日曜日が前年より5%増加し33,636、4,432人、平日は、227、522人と前年に比べ2.4%減少した。

特に、日曜日は11年ぶりに33万人台を突破した。この要因としては、調査日が夏休みの初日と重なったことや、雨の影響で行楽地から中心街へUターンした家族、あるいは衆参同日選挙による中元時期のずれ込み等の状況が重ったもの、と分析している。

また、通行量のベスト4を調査地点別にみると、日曜日・平日ともオリオン通りが占め、依然としてホワイトロード・オリオンの強さを示した。特に、日曜日のきむら履物店前では、4万人を超す通行量となり昭和32年に、この調査を始めて以来の記録となった。

日曜日の通行量は大幅に伸びたが、昭和50年頃から減少傾向にある県都商店街の客足が上昇に転じたとは言い切れず、今後調査結果をさらに詳しく分析し、商店街活性化等の基礎資料とすることになっている。

日曜日

順位	地点	通行量	60年順位	59年順位
1	⑫	41,779人	1	3
2	⑪	39,871	3	1
3	⑬	35,028	4	4
4	⑩	32,659	2	2
5	⑦	17,178	5	5
6	⑧	15,291	6	6
7	⑯	15,205	7	9
8	⑳	14,138	9	7
9	⑲	11,837	10	11
10	⑥	11,644	8	10

平日

順位	地点	通行量	60年順位	59年順位
1	⑪	23,928人	3	1
2	⑫	22,564	1	3
3	⑩	20,825	2	2
4	⑬	19,397	4	4
5	⑦	11,846	5	5
6	⑯	9,845	7	8
7	⑧	9,373	8	9
8	㉖	9,137	6	6
9	⑥	8,835	9	7
10	⑳	8,260	11	10

第18回 会員大会

日時 10月28日(火)
会場 栃木会館小ホール

優良従業員をご推せん下さい

当所の第18回「会員大会」は、10月28日(火)栃木会館小ホールで開催します。

会員大会は、本年度の商工業界における重要且つ緊急な問題を提起し、会員の総意を結集して関係各方面へ意見要望するための大会議案を提出する、会議所意見活動の最大の場であります。また当日は例年通り、市内の各企業に従事する永年勤続優良従業員の表彰も行われます。

企業をとりまく環境は、対外経済摩擦の激化・円高不況の深刻化など依然として厳しいものがありますが、景気の停滞色を一掃し会員各位とともに地域商工業の発展と経済の振興を期いと思いますので、多数ご参加下さいますようお願い致します。

なお、当日は先着入場者を対象に、豪華賞品を多数用意して「ラッキー賞」の抽選会を開催します。

☆優良従業員表彰

昨年は、221事業所の永年勤続優良従業員894名を表彰致しました。推せん要領は、例年通りです。

詳細は、**会員大会開催のご案内**（全会員あて8月下旬郵送済）をご覧下さい。

資格　9月30日現在で、勤続10年～35年以上まで5年毎の該当者で表彰に値する方。

表彰　表彰状・記念品

事業主負担　推せん1名につき、3千円

締切　**9月25日(木)**期日厳守

推せん方法

「推せん書」に負担金を添え、早目にお申込み下さい。

※お尋ねは、組織課へ。

委員会－部会 報告

部会活動、活性化へ
一斉に事業計画を協議

▽建設部部会役員会
（柴田智男部会長）

7月21日に開催。60年度の事業報告後、本年度の事業計画を協議、特に先進地域の都市再開発の状況視察や、部会活動活性化にむけ布石として分科会の名称の見直しを検討することになった。また、国・県・市への要望事項として、市街化調整区域の線引き見直しに関して意見交換した。

▽文化部部会役員会
（福田三男部会長）

8月12日に開催。昨年度の事業を報告後、本年度事業計画について協議した。

当部会は多業種にわたっており、**会員大会開催のご案内**（全会員あて8月下旬郵送済）をご覧下さい。

資格　9月30日現在で、勤続10年～35年以上まで5年毎の該当者で表彰に値する方。

表彰　表彰状・記念品

事業主負担　推せん1名につき、3千円

締切　**9月25日(木)**期日厳守

推せん方法

「推せん書」に負担金を添え、早目にお申込み下さい。

※お尋ねは、組織課へ。

▽税務委員会　8月11日開催
（木村　繁委員長）

政府税制調査会は、4月の所得税及び法人税に関する基本的な考え方と、減税の日程を「中間報告」として公表し、本年秋にはこれらの具体案と財源確保のための方策を含めた、税制全体にわたる改革案の取りまとめ作業を行なっている。

そこで、当委員会は税制の抜本的改革問題について協議し、①所得税最高税率の引下げと累進構造の緩和②非課税貯蓄制度の存続、③法人税実効税率の引き下げ、④減価償却制度の見直し、⑤相続税基礎控除額の引き上げと納税猶予制度の創設等々を当所意見として日本商工会議所へ提出し、政府・国会等へ要望していくこととした。

また、通行量のベスト4を調査地点別にみると、日曜日・平日ともオリオン通りが占め、依然としてホワイトロード・オリオンの強さを示した。特に、日曜日のきむら履物店前では、4万人を超す通行量となり昭和32年に、この調査を始めて以来の記録となった。

日曜日の通行量は大幅に伸びたが、昭和50年頃から減少傾向にある県都商店街の客足が上昇に転じたとは言い切れず、今後調査結果をさらに詳しく分析し、商店街活性化等の基礎資料とすることになっている。

◇税務委員会　8月11日開催
（木村　繁委員長）

政府税制調査会は、4月の所得税及び法人税に関する基本的な考え方と、減税の日程を「中間報告」として公表し、本年秋にはこれらの具体案と財源確保のための方策を含めた、税制全体にわたる改革案の取りまとめ作業を行なっている。

そこで、当委員会は税制の抜本的改革問題について協議し、①所得税最高税率の引下げと累進構造の緩和②非課税貯蓄制度の存続、③法人税実効税率の引き下げ、④減価償却制度の見直し、⑤相続税基礎控除額の引き上げと納税猶予制度の創設等々を当所意見として日本商工会議所へ提出し、政府・国会等へ要望していくこととした。

▽建設部部会役員会
（柴田智男部会長）

7月21日に開催。60年度の事業報告後、本年度の事業計画を協議、特に先進地域の都市再開発の状況視察や、部会活動活性化にむけ布石として分科会の名称の見直しを検討することになった。また、国・県・市への要望事項として、市街化調整区域の線引き見直しに関して意見交換した。

▽文化部部会役員会
（福田三男部会長）

8月12日に開催。昨年度の事業を報告後、本年度事業計画について協議した。

当部会は多業種にわたって構成され統一の部会活動が困難なため、打開策として部会員の業種構成を見直し、今後再編成にむけ具体的に検討することとした。また、講習会や視察について検討、文化的香り高いテーマを選定し実施することになった。

▽商業卸部会役員会
（笠間靖一朗部会長）

8月25日に開催。本年度の事業計画について協議、部会活動の強化と情報交換を図るため、三県交流会議等の実施を検討した。

▽商業小売部会役員会
（堺　政一郎部会長）

8月25日開催。61年度事業計画について協議し、本年度は特に各業種別に課題を明らかにしながら研究活動を行なうなど、分科会毎に事業を実施することになった。

▽金融部会
（七原義一部会長）

8月27日に役員会と第1回情報交換会を開催した。

役員会では、60年度の部会活動を報告後、本年度の部会活動について協議、続いて情報交換会を開き「最近の銀行をめぐる諸問題」をテーマに銀行分科会長・富士銀行宇都宮支店長、佐々木弘氏が講演した。

▽交通運輸部会役員会
（赤塚　毅部会長）

8月28日に開催。昨年度の事業を報告後、本年度の事業について協議し、講演会等を実施することになった。

パソコン・オフコン 無料巡回相談

社長　木村正樹氏

基本的なパソコン・オフコンの導入方法、OAやFAについてのコンピュータ利用方法など〝コンピュータ全般に関する相談〟を、ご希望の企業に直接訪問して無料で実施します。

相談員　㈱ソフトシーデーシー

申込み　9月30日までに当所指導2課へ。

※毎月第3水曜日（午後1時30分～4時30分）に、無料『コンピュータなんでも相談』を実施していますのでご利用下さい。

悪質訪販員と不審な電話にご注意!

最近、日本商工会議所や商工会議所に類似した名称の訪問販売員が、独自に作成した商工業者名簿を持参し代金を請求・徴収しており、当所にもその問合わせが多数きています。当該団体は、当所と一切関係ありません。

また「管理者名簿」を作成するから……と、当所の職員の名前を騙り経営管理者や住所等を聞き出そうとする、不審な電話が相次いでいますので充分ご注意下さい。

商法・会社法の改正試案

会社法の全面改正作業は昭和56年に大会社を中心とする改正を行ない、現在、会社法制の最大の難問題というべき「大小会社の区分の問題」を中心とした、商法・有限会社法の検討が進行中で、その具体的な問題意識は、我が国に多数存在する比較的小規模の株式会社、及び有限会社について法制上いかなる取扱いをするのが適当か、というものであります。

法務省は、本年5月「商法・有限会社法改正試案」を公表しましたが、そのうち特に重要と思われる項目を次に摘記しました。

①債権者保護のための規制

現在の会社法は〝株式・有限会社は、債権者の犠牲のうえに成り立っている〟という基本的な考え方があります。即ち、倒産の場合会社財産の範囲内で弁済が行なわれ、役員・株主は出資分だけの有限責任となっています。

今回の改正は、これら中小の企業をめぐる利害関係の公正な調整を図ろうとするもので。（表Ⅰ参照）

②制度の簡素・合理化

試案では、前述のように債権者保護を目的として、各種規制を強化する一方で事務手続等については大幅に簡素・合理化を図っている。（表Ⅱ参照）

※詳細は指導3課税務係へ。

【表Ⅰ】

改正項目	現行法	改正試案
最低資本金	(株)…… 定めなし、但し、実質35万円。 (有)…… 10万円。	(株)…… 2,000万円 (有)…… 500万円 ※ 既存の会社については、経過措置として3～10年の猶予期間を置く。
決算公告	(株)…… 要。但し、 ① 商特§2(資本金5億円以上又は負債総額200億円以上)の基準に該当する大会社はB/SとP/Lまたは要旨について要公告。 ② それ以外の会社はB/Sまたは要旨について要公告。 (有)…… 不要（定めなし）。	(株)……① 商特§2の基準に該当する大会社は、B/SとP/Lまたは要旨について要公告。 ② それ以外の会社は省略可、但し、商業登記所で公開。 (有)……① 商特§2の基準に該当する大会社は要公告の方向で検討。 ② それ以外の会社は掲載不要、但し、商業登記所で公開。
商業登記所での公開および計算書類	(株) (有) ┐ 商業登記所での公開なし。但し、B/S、P/L等計算書類を会社の本支店に備え置く。	(株)…… B/SとP/Lを商業登記所に提出。 (有)…… 一定規模以上、例えば資本金1億円以上または負債総額10億円以上の会社はB/SとP/Lを、それ以外の会社はB/Sのみを商業登記所に提出。 なお、会社の本支店での開示は、縦・衛とも現行通り。
会計監査人の監査	(株)…… 商特§2の基準に該当する大会社は会計監査人の監査を要す。それ以外の会社は任意。 (有)…… 不要（定めなし）。	(株)…… 左記大会社は現行どおり、なお、資本金1億円以上または負債総額10億円以上の会社は任意、それ以下の会社は不要。但し、会計調査人の調査を要す。 (有)…… 商特§2の基準に該当する大会社のみ監査を要す。
会計調査人の調査	(株) (有) ┐ …… 定めなし。	(株)…… 上記の監査を受けない会社のうち、資本金3,000万円以上または負債総額3億円以上の会社は会計調査人の調査を要す。それ以外の会社は任意、但し、取締役の責任強化あり。 (有)…… 上記の監査を受けない会社のうち、資本金1億円以上または負債総額10億円以上の会社は調査を要す。それ以外の会社は任意。但し、取締役の責任強化あり。 (注) ① 会計調査人は公認会計士、監査法人、会計士補および税理士とする。 ② 期末財産の実在性、取引事実との対応等を吟味し、会計帳簿とB/S、P/L間の一応の整合性を確認。 ③ 会計帳簿、B/S、P/Lが商法に則して作成されているかについての心証の程度は、正規の監査より低く「一応の確からしさ」でよいものとする。
取締役の責任の強化	(株) (有) ┐ …… 悪意または重過失の場合、第三者に対し責任を負う。立証責任は被害者側。	(株) (有) ┐ …… 計算非公開または会計監査人の監査等を受けていない会社は立証責任の転換により取締役の責任を強化。（立証責任は取締役側にある） 会社からの債権の弁済を受けることが出来ない会社債権者に対し、取締役は、そのことと損害との間に因果関係がないこと、または故意過失がないことを証明しない限り、その損害の賠償責任を負う。

【表Ⅱ】

改正項目	現行法	改正試案
設立発起人・原始社員	(株)…… 7人以上。 (有)…… 50人以下で2人以上。	(株) (有) ┐ …… 1人で足りる。
取締役の員数	(株)…… 3人以上。 (有)…… 1人以上。	(株)…… 3人以上、但し、一定規模以下、例えば資本金1億円未満かつ負債総額10億円未満の株の取締役は2人で足りる。 (注) 取締役を1人で足りるとするかどうか、なお検討。 (有)…… 1人以上、但し、一定規模以上、例えば資本金1億円以上または負債総額10億円以上の有にあっては、2人以上とする。
監査役の員数等	(株)…… 監査役の選任を要す。 (有)…… 任意。	(株)…… 1人以上、但し、一定基準、例えば資本金1億円未満かつ負債総額10億円未満の会社にあっては任意。なお、商特§2の基準に該当する株は2人以上の監査役（内、1人以上非常勤）。但し、従業員50人（又は30人）未満の会社は常勤監査役不要。 (有)…… 商特§2の基準に該当する大会社以外は任意。
取締役会の決議	(株)…… 持廻り決議不可。 (有)…… 取締役会が任意であるとの類推解釈から持廻り決議可。	(株) (有) ┐ …… 持廻り決議可。 (注) 「テレビ会議」明定の方向で検討。
書面による議決権行使	(株)…… 株主が自ら出席もしくは代理人出席、但し、株主1,000人以上の大会社では、書面による議決権行使可。 (有)…… 社員が自ら出席もしくは代理人出席。	(株) (有) ┐ …… すべての株、有の総会で書面による議決権行使を認める。

議員登壇

建設産業の行方

柴田建設㈱代表取締役
常議員　柴　田　智　男

戦後41年目を迎えたが、此の間建設産業は、戦災復興・経済復興・経済成長・高度経済成長、と国の経済が回復・成長・発展という過程の中で大きく成長を遂げました。建設生産の最盛期には、GNPの20%を示すに至り、建設就労人口は国民労働人口の10%を超える勢いであった。

ところが、昭和48年末の石油危機以降、国の経済政策は低成長政策と変り、更に赤字国債解消、行革路線の時代となったために、公共投資削減という厳しい時代を建設業界は迎えた。

併せて、国内産業の不況感は、民間の建設投資を大幅に減少し、最盛期以降も減少しない業者を抱えたまま、少ない工事量の争奪が業界を過当競争に追いやってしまった。混乱の中で、すでに数年倒産者が続出する状況下で、建設業はどうなっていくのか。

建設省は本年2月、「21世紀への建設産業ビジョン……活力ある挑戦的な産業を目指して」という報告書を発表した。それを受けて建設大臣は、中央建設業審議会に次の4つの諮問を行なった。

(1)建設業許可要件のあり方、(2)経営事項審査制度のあり方、(3)共同企業体等のあり方、(4)産業構造の改善を進めるための諸方策。

以上の諮問について、中央建設業審議会ではその答申作成に、鋭意努力をしている所である。

同報告書によれば、建設産業の将来は極めて厳しい予測をしている反面、現状の建設業界のあり方にも、厳しくその対応を求めている。

業界人として、その将来を正しく見つめる必要がある。

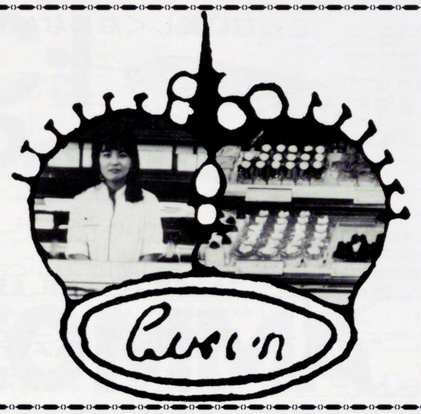

マロンケーキ、ブランデーケーキ
レーズンシャトウ
練り上げられた　ロマンの味で
心のこもった　おくりものに

クィーン 洋菓子店

本店／宇都宮市若草1丁目9－9　☎22－1949
築瀬店／宇都宮市築瀬町308　☎33－8983

ヨーロッパ都市問題 商業事情視察団に参加して

No.2

宇都宮商工会議所
指導一課長　小林久夫

バービカン地区再開発と商業地区視察

ロンドン2日目のスケジュールは、都市機能更新型再開発であるバービカン地区と市内商業地区の視察ということでした。早朝のフリータイムを利用し、セント・ジェームスパークとその周辺を散策しましたが、朝日に映えたウイストミンスター寺院、更には出勤前の静けさの中、ビックベンなど被害を受け、ロンドン市公社によって再開発されたものです。

この開発は、1、947年「都市および田園計画法」に基づく『総合開発地区制度』により被戦災地域の再開発として位置づけられ、開発権を国有化した都市計画制度として知られておりますが、開発の目的は郊外への人口流出を逆転させ、人々が居住でき文化的ニーズも充足する「リビングシティ」、即ち住民のための施設づくりによる都市機能の回復を図ることであるとの説明でありました。

1、962年に住居部分の建設が始まり、1、98 2年に中核であるセンターが開設されるまで20年間を費したが、環境づくりに徹底した配慮がなされている都市開発については、ロンドンでは再開発政策を代表するバービカン地区を視察いたしました。当地区は、ロンドン市の中枢である「ザ・シティー」に隣接し、かつては繊維物業中心の商業地で、シティーを中心に人口の集積地であったものが、戦災により甚大な被害を受け、ロンドン市公社によって再開発されたものです。

この開発は、1、947年「都市および田園計画法」に基づく『総合開発地区制度』により被戦災地域の再開発として位置づけられ、開発権を国有化した都市計画制度として知られておりますが、開発の目的は郊外への人口流出を逆転させ、人々が居住でき文化的ニーズも充足する「リビングシティ」、即ち住民のための施設づくりによる都市機能の回復を図ることであるとの説明でありました。

1、962年に住居部分の建設が始まり、1、98 2年に中核であるセンターが開設されるまで20年間を費したが、環境づくりに徹底した配慮がなされている都市開発については、ロンドンでは再開発政策を代表するバービカン地区を視察いたしました。当地区は、ロンドン市の中枢である「ザ・シティー」に隣接し、かつては繊維物業中心の商業地で、シティーを中心に人口の集積地であったものが、戦災により甚大な被害を受け、ロンドン市公社によって再開発されたものです。

バービカン再開発地区からザ・シティを眺む

さて視察の第一の目的である都市開発については、ロンドンでは再開発政策を代表するバービカン地区を視察いたしました。当地区は、ロンドン市の中枢である「ザ・シティー」に隣接し、かつては繊維物業中心の商業地で、シティーを中心に人口の集積地であったものが、戦災により甚大な被害を受け、ロンドン市公社によって再開発されたものです。

この開発は、1、947年「都市および田園計画法」に基づく『総合開発地区制度』により被戦災地域の再開発として位置づけられ、開発権を国有化した都市計画制度として知られておりますが、開発の目的は郊外への人口流出を逆転させ、人々が居住でき文化的ニーズも充足する「リビングシティ」、即ち住民のための施設づくりによる都市機能の回復を図ることであるとの説明でありました。

1、962年に住居部分の建設が始まり、1、98 2年に中核であるセンターが開設されるまで20年間を費したが、環境づくりに徹底した配慮がなされている

下請中小企業振興法に基づく振興基準の改訂について その①

通商産業省では、下請中小企業振興法により、親企業・下請中小企業が遵守すべきガイドラインとして定められている下請振興基準に基づきそれらに対し指導してきたが、最近の経済状勢の変化を踏まえ、以下のように改訂した。（改定後の内容を、要約して掲載）

内容をみると、下請事業者を取り巻く環境変化のめまぐるしさ及び自らの実情を十分認識し、適切な対応の必要性を述べ、将来的な方向として次の3点を上げた上で、企業の自助努力を強調している。

(1)親事業者にとって不可欠の企業となる。(2)親事業者を複数化・多角化する。(3)自社製品開発により独立化をめざす。

また、親事業者も下請事業者の存在なくしては、自らの発展もあり得ないという点を十分に認識し、その立場を利用して不当な取引条件を押しつけることなく下請事業者の体質改善・経営基盤の強化に対し積極的な協力・支援をすることを促し、我が国経済発展のために相互理解と信頼のもとに協力関係を築き、共存共栄を図るべきであると述べている。

◎下請事業者の努力指標と親事業者の協力内容に関する5項目。

Ⅰ、下請事業者の生産性の向上及び製品の品質又は性能の改善に関する事項。

(1)下請事業者の努力

①技術革新・情報化等の進展を背景としての良質な人材確保を図るために賃金労働条件等の向上に努めること。

また、下請事業者に対する設備の近代化、技術向上の要請が一層強まっており設備投資、技術開発等を実施することができるような内部留保の確保に努め、経済国際化の進展に適切に対応するため、経営基盤の強化を図り、これらの課題を達成することができるよう生産性の向上をめざす。

②産業の高度化に伴い、下請事業者に対する高品質高精度、高性能の製品供給の要請に応えるとともに、主体的に取引先を選択できるまでその製品の品質等の向上に努め、これらを達成することができるように品質等の改善をし、不良率の低減をめざす。

(2)親事業者の協力

親事業者は、下請事業者が生産性の向上又は製品の品質・精度若しくは性能の改善のための措置を円滑に進めるよう、必要な協力をするよう努める。

Ⅱ、親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項

(1)発注分野の明確化

①、親事業者は下請事業者が長期的な需要見通しのもとにその生産・投資・技術開発等について、長期的な経営方針を樹立しうるよう相当期間における発注分野（下請事業者に対して何を発注し、親事業者自らが何を製造するのかという。）を極力具体的に定め、親事業者との取引関係を有する下請事業者に明示する。なお、掲示期間（発注分野が示される相当期間をいう。）中において、下請事業者に対する発注分野を変更することが予定される場合には、その内容を併せて示す。

②、親事業者は提示期間中における下請事業者に対する発注は①の規定により明示した発注分野に沿って、これを行うものとする。

③、①の規定により明示した発注分野は当該提示期間中においては、これを変更しないものとする。

技術革新により親事業者が発注を必要としなくなる場合その他これに類するやむを得ない理由により発注分野を変更しようとする時は、その変更を行う時より相当期間前に、下請事業者に対し、当該変更の内容を明示する。

④・⑤省略

(2)長期発注計画の提示及び発注契約の長期化

①、親事業者は継続的な取引関係を有する下請事業者に対し安定的かつ合理的な生産を行いうるよう、相当期間にわたる長期発注計画を提示するものとする。

②省略

③、親事業者は下請事業者に対する具体的発注を、①の規定により提示した長期発注計画に沿って、これを行うよう努めるものとする。

④・⑤・⑥省略

(3)発注の安定化等

①、親事業者は下請事業者が合理的な生産を行いうるよう、下請事業者に対する発注に係る品目又は加工の種類の安定化及び発注量の平準化に努めるものとする。

②、物品についても、標準化及び規格の整理統合を推進するものとする。

(4)納期の適正化

①、納期は下請事業者の受注状況、設備及び技術の能力等を勘案して、下請事業者にとって無理のないよう両者が協議して決定するものとする。

②省略

(5)発注の手続事務等の円滑化

親事業者は、下請事業者に対する発注の手続事務及び支給材の支給・設備・器具等の貸与等に関する手続事務の円滑化に努めるものとする。

(6)設計・仕様書の明確化

①・②省略

(7)取引停止の予告

親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者との取引を停止し、又は大幅に取引を減少しようとする場合には、下請事業者の経営に著しい影響を与えないよう配慮し、相当の猶予期間をもって予告するものとする。（次号に続く）

商店街イベント情報

ミニボロ市

実施商店街の概要

名称　さくら通り共栄会商店街(振)
（東京都世田谷区組合員数95名）

型体　商店街振興組合
　昭和55年設立
立地　住宅地型
時期　12月第2土・日曜日
内容　地域住民とのコミュニケーションを図り、日頃のご愛顧に対する感謝を主眼としたもの。

○実施方法

町内会の廃品回収によって集められた日用品・雑貨等を商店街内店頭でサービス提供する。収益が出た場合は、商店街の事業資金に充当する。同時に、餅つき大会も実施。

○宣伝方法

チラシ・ポスター、立看板、宣伝車・商店街内スピーカーによる案内等。

○効果

同時に実施した餅つき大会と相乗効果を及ぼし合って、地域住民一体となった名物イベントとして定着している。

まったく新しいタイプのエンジョイライフショッピングセンター

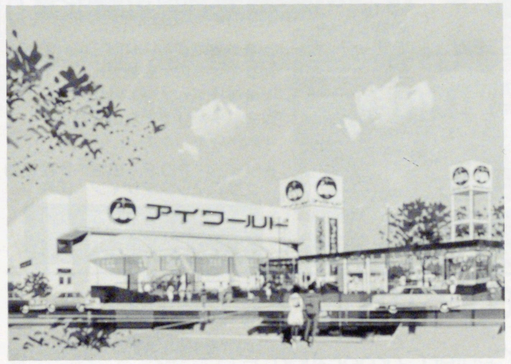

アイワールド

宇都宮店 ■栃木県宇都宮市御幸本町4880 ■営業時間／10:00AM～7:00PM ■☎0286—62—3911(代)

本　社　神奈川県相模原市中央1丁目3—9　TEL 0427(58)1111

★カラー写真は仕上げがキメ手

このシールは責任仕上げのしるしです。
栃木フジカラー

プリント袋のこのシールにご注目下さい

フジカラー SUPER HR プリントは
フジカラーの写真専門店
栃の葉ショップでどうぞ。

栃木フジカラー株式会社
本社・工場／〒320 宇都宮市鶴田町675番地
電話 0286-48-0171（代表）
両毛営業所／〒326 足利市朝倉町241番地
電話 0284-72-8474（代表）

生まれ変ったパッケージ。
さらに美味しくなりました。

匠の心®
あられ・おかき

菓匠の心をそのままに　繊細な感性と　ゆたかな創造性で
丹念につくりあげた　独特の個性　粋でいなせな味の秀作

丸彦製菓株式会社
宇都宮市今宮4-1825 TEL 0286(58)0063㈹

今月の主な行事（９月10日～10月９日）

月日	曜日	項目
9/10	水	駅東商店会連合会経営改善懇談会 税務相談
11	木	中堅管理監督者養成講座Bコース(9/11～9/12)
12	金	
13	土	
14	日	
15	月	敬老の日
16	火	
17	水	金融部会視察 コンピュータ相談
18	木	労務相談
19	金	税務委員会 発明相談
20	土	
21	日	
22	月	
23	火	秋分の日
24	水	
25	木	振興委員研究集会(足利)
26	金	
27	土	
28	日	
29	月	
30	火	法律相談
10/1	水	
2	木	
3	金	発明相談
4	土	
5	日	第２回 ２級ワープロ検定試験
6	月	
7	火	
8	水	第14回２級小売商(販売士)検定試験 税務相談
9	木	

さわやかマラソン大会

【ご自分の年齢や体力に合ったコースで、スポーツの秋の1日をマラソンで楽しみませんか。】

日時　10月19日(日)　雨天決行

場所　(県)総合運動公園

種目
①５kmコース（一般）
②10kmコース（一般）
③親子コース
・小1コース　1.5km
・小2コース　2km
・小3・4コース　2.5km
・小5・6コース　3km
(注)親子コースは、親と子が各1名ずつとは限らず何名で参加されても結構です。但し、子供が2名以上で一緒に参加する場合は、1番小さいお子さんの学年コースに参加していただきます。

資格　市内事業所の経営者、従業員、その家族。（学生は、除く）

表彰　各種目ごとの入賞者を表彰、完走者全員に完走証及び参加賞を贈呈。

費用　1名に付、３００円（小学生は、無料）

申込　締切９月25日、所定の申込用紙に会費を添えて指導２課へ

主催・行事

お知らせ

豊かさを地域に築く
商工会議所

確かな資格・確かな人生
合格への近みち検定試験問題集

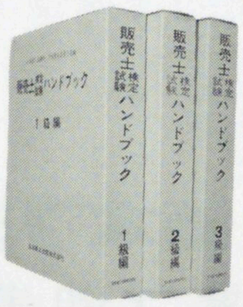

〔販売士ハンドブック〕
販売士検定試験合格への最短距離、権威ある必読書。

〔簿記検定試験問題集〕
簿記検定試験合格への必読の書。

〔ワープロ試験問題集〕
ＯＡ化の第１歩は、ワープロから！事務職必携の資格。

〔英文タイプ試験問題集〕
検定試験と全く同形式の問題集で実力アップ。

〔和文タイプ試験問題集〕
信頼と実績を誇る問題集で合格の栄冠を手に。

※申込みは、同出版へ。
〒104 東京都中央区湊1－14－14（☎03－553－3984）

〒320
宇都宮市中央3-1-4
☎37－3131
ＦＡＸ34－8694

紅白幕をご利用下さい

宇都宮市商店街連盟では紅白幕（長さ９m・高さ1.8m）を貸出しています。年末の売出しや、展示会・発表会などの催事にご利用下さい。

※申込は、業務課へ。

●貸出料金（一張・単位：円）

第１日	８００
第２日	１,４００
第３日	１,９００
第４日	２,３００
第５日	２,７００
第６日	３,０００
第７日	３,３００
第８日	３,６００
第９日	３,９００
第10日	４,２００

⊙検定試験

【情報化社会の担い手】
ワープロ（２級）
10月５日(日)（締済）

【愛されて伸びゆく店に販売士】
２級小売商（販売士）
10月８日(水)（締済）

【古くて新しい計算用具】
珠算
10月26日(月)（締9/24）

【国際人への第一歩】
英文タイプ
11月８日(土)（締10/8）

【企業発展の担い手、経理マン】
簿記
11月16日(木)（締10/15）

従業員教育にスライド・ビデオを

従業員の教育や訓練に、当所のスライド・映写機・ビデオカセット（会員は無料）を利用下さい。

◎ビデオ
・ひろ子さんがんばって（接客販売技術の基本）

内容　販売を成功に導くために、接客技術のいろはを新人販売員のひろ子さんの働きぶりを通して解説、26分。

◎スライド
・人事考課と能力開発
・顧客心理
・接客販売技術
・職場の改善
・魅力的な陳列と効果的な照明
・資材管理
・私たちの賃金　など

※申込みは、指導２課へ。

専門相談日

無料　それぞれの分野の専門家が相談に応じます。

発明相談　毎月　第１第３金曜日
日時　９月19日，10月３日 13:30～16:30
内容　発明・考案・意匠の創作・商標の選定に相談にのり，出願に関する一切のアドバイスをします。
相談員　弁理士

法律相談　毎月　第２第４火曜日
日時　９月30日，10月14日 13:30～16:30
内容　売掛金の回収方法，不渡手形の処理方法，従業員の交通事故，不動産取引など。
相談員　弁護士

税務相談　毎月　第２水曜日
日時　９月10日 13:30～16:30
内容　土地・建物等の譲渡や相続・贈与に際しての節税のしかたなど……。
相談員　税理士

コンピュータなんでも相談　毎月　第３水曜日
日時　９月17日 13:30～16:30
内容　パソコンのＡＢＣ，事務処理の基本，ＯＡの基本，プログラム相談。
相談員　コンピュータコンサルタント

労務相談　毎月　第３木曜日
日時　９月18日 13:30～16:30
内容　○男女雇用機会均等法について。
○人の採用と解雇
○賃金や退職金の決め方。
相談員　社会保険労務士